

26消安第4124号
平成26年11月18日

動物医薬品検査所長 殿

消費・安全局長

動物用生物学的製剤基準、承認不要動物用医薬品基準及び動物用
抗生物質医薬品基準の一部改正について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知したので、
了知されたい。



写

26消安第4124号
平成26年11月18日

都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

動物用生物学的製剤基準、承認不要動物用医薬品基準及び動物用
抗生物質医薬品基準の一部改正について

今般、動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）、承認不要動物用医薬品基準（平成17年3月29日農林水産省告示第595号）及び動物用抗生物質医薬品基準（平成24年9月10日農林水産省告示第2165号）の一部が別紙のとおり改正されましたので、貴庁に備え置いて縦覧願います。

○農林水産省告示第千六百三十六号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、動物用生物学的製剤基準等の一部を改正する告示を次のように定め、同法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

平成二十六年十一月十八日

農林水産大臣 西川 公也

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全用畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

「次のよう」

第一 動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正する。

通則の2中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）」に改め、通則の3中「薬事法」を「法」に改め、通則の5中「薬事法第14条」を「法第14条又は第23条の2の5」に改め、通則の42中「薬事法」を「法」に改め、通則の44中「薬事法第50条第8号」を「法第50条第9号」に、「同法」を「法」に改める。

第二 承認不要動物用医薬品基準（平成十七年三月二十九日農林水産省告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

通則の3中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）」に改め、通則の4及び6中「薬事

法」を「法」に改める。

第三 動物用抗生物質医薬品基準（平成二十四年九月十日農林水産省告示第二千六百六十五号）の一部を次のように改正する。

総則の2中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）」に改め、総則の3中「薬事法」を「法」に改め、総則の27中「薬事法第50条第8号」を「法第50条第9号」に改め、総則の28中「薬事法第52条第3号」を「法第52条第4号」に改め、製剤総則の通則の5及び6並びに製剤各条の注射剤の10中「薬事法」を「法」に改める。